

平成25年度

「マイサポいこま」

生駒市民が選択する市民活動団体支援制度

マイサポ団体募集要項

申請受付期間：平成25年4月1日（月）～4月26日（金）



問い合わせ

生駒市 市民活動推進課

TEL : 0743-74-1111(内線 234)

市民活動推進センターらぽーと TEL : 0743-75-6000

平成25年度「マイサポいこま」 スケジュールと関連講座等の予定

↓ 番号については2頁で、それぞれ説明しています。

	マイサポ事業の実施	平成25年4月1日～平成26年3月31日	講座「魅力的な事業企画書・やさしい予算書の作り方」平成25年3月22日(金)・23日(土)9:30～15:30 同内容2回 各40名定員
①	団体向け制度説明会の開催	平成25年3月1日(金)、3月2日(土)	【個別窓口相談】 マイサポ申請書作成 相談※要予約 平成25年3月4日(月)～4月25日(木) ららポート窓口にて
	マイサポ団体(事業)の募集	4月1日(月)～4月26日(金)	
②	団体要件・事業要件の審査会での審査	5月上旬	【団体事業の広報支援】市ホームページ・ホームページで配信
	審査結果の通知	5月下旬	
	マイサポ団体の事業申請書の縦覧	5月下旬～8月中旬	
	市民1人当たりの支援額の告示	6月中旬	【個別窓口相談】 マイサポ申請書作成 相談※要予約 平成25年3月4日(月)～4月25日(木) ららポート窓口にて
③	制度・マイサポ団体紹介冊子の配布	広報いこま7月1日号と同時配布	
	「マイサポいこまギャラリー」の開催	7月1日(月)～8月12日(月)	
	市民によるマイサポ団体の選択と届出	7月1日(月)～8月12日(月)	【個別窓口相談】 マイサポ申請書作成 相談※要予約 平成25年3月4日(月)～4月25日(木) ららポート窓口にて
④	届け出結果の公表	9月上旬	
	申請内容変更承認申請書の提出	届出結果公表の翌日から2週間	
	支援金の額の決定・公表	9月下旬	
⑤	事業実施後、報告書の提出	事業完了後速やかに(最終3月31日厳守)	【個別窓口相談】 報告書等作成相談※要予約 ららポート窓口にて
⑥	事業報告書の審査会での審査	平成26年2月・4月	
⑦	支援金の額の確定	平成26年2月中旬～4月中旬(最終)	平成26年3月H26年度団体向け説明会
	支援金の額の交付(支払い)	平成26年2月中旬～5月下旬(最終)	
	実績報告書公表	支援金の額の確定後	

【マイサポいこま】 = 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度

この要項での言葉の意味

「マイサポ団体」：マイサポいこまに登録が決まった団体のこと（支援対象団体）

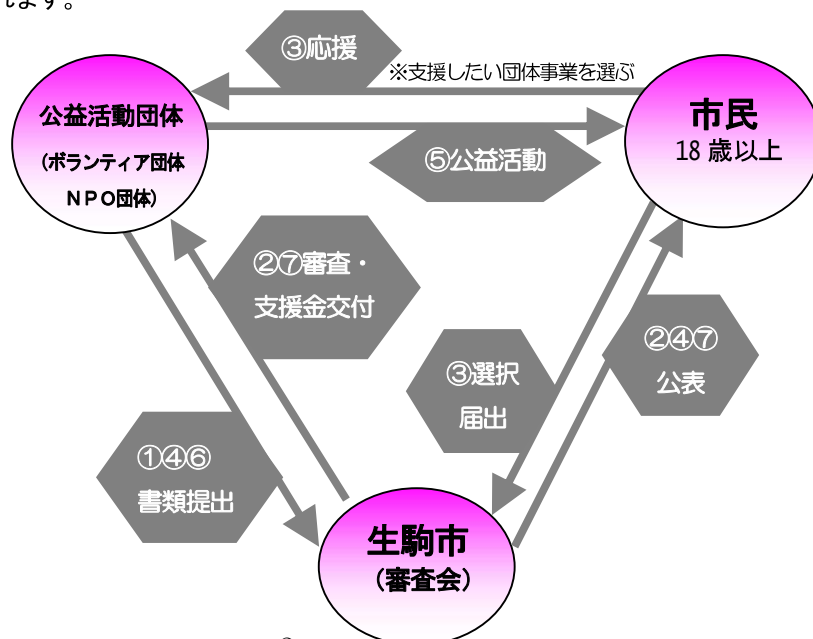
「マイサポ事業」：マイサポ団体が実施する事業のこと（支援対象事業）

1. 制度の目的

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高めていただき、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。この制度により、市民活動団体は、市民の皆さんからの支援を受け、地域の課題解決に向けた公益活動を実施され、また、現時点では選択する側の市民の皆さんも、将来的には選択を受ける側になっていただけるような市民活動のさらなる発展を図っていきたく考えています。

支援を希望する団体からみた 制度の流れとイメージ図

- ① 支援金の交付を希望する団体は、登録申請書を市に提出します。
- ② 審査会で、団体要件や事業要件、経費の内容等が審査され、その結果が団体へ通知されます。あわせて、支援対象登録された団体の事業などが、市のホームページ等で公表されます。
- ③ 18歳以上の市民が、自分が支援したいマイサポ団体(事業)を3団体以内で選択するか、基金への積立を指定し、市に届け出ます。
- ④ 市民の届出の結果(マイサポ団体を選択した市民の人数、マイサポ団体に対する支援金交付予定額等)が公表されます。マイサポ団体は、市民の届出の結果により、希望金額の減額などの変更申請または登録申請の取り下げができます。その後、変更申請等の結果を反映させ、マイサポ団体に対して支援金の交付決定が行われるとともに、支援金の決定内容が公表されます。
- ⑤ マイサポ事業を実施します。
- ⑥ マイサポ事業完了後に、実績報告書を市に提出します。
- ⑦ 審査会で実績報告書を審査後、支援金額が確定し、支援金が交付されます(支払い)。あわせて、実績報告書が公表されます。



2. 制度の対象となる市民活動団体

この制度における市民活動団体は、自主的かつ営利を目的としない活動を行う団体であって、福祉の増進、環境の保全、文化又はスポーツの振興、青少年の健全育成その他の社会貢献に係る活動を行う団体のうち、次に掲げる要件を全て満たしている団体です。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること
- (2) 団体の概要を定めた規約や会則、定款等があること
- (3) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (5) 国又は地方公共団体の出資に係る法人等でないこと
- (6) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと
- (7) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと

【注意】

- 「社会貢献に係る活動」とは
不特定多数の利益のための活動であって「公益活動」とも言います。
特定個人の利益のための「私益活動」や、特定の団体・会員・仲間内等の利益のための「共益活動」とは区別されます。
- 「宗教的活動」をしていない団体とは
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない団体をいいます。
- 「政治的活動」をしていない団体とは
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体をいいます。
- 自治会、子ども会、老人会については
会に加入している方のみが受益者となる「共益活動」を行う団体に含まれ、その活動に対しては対象外となります。ただし、自主的にグループを作って会の枠を超えて活動し、効果がその会以外にも広く及ぶ場合（小学校区程度）には、そのグループは市民活動団体に該当します。その場合、会名とは別の団体として申請をお願いします。
- 社会福祉法人などは
単独の法人ではなく、複数の組織により構成され、効果がその法人以外にも広く及ぶ場合には、その組織は市民活動団体に該当します。その場合、法人名とは別の団体として申請をお願いします。

3. 支援対象となる事業

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に実施され、完了される事業が対象となります。1団体1事業に限ります。

また、市民活動団体が行う事業であって、次の条件を全て満たしている事業です。

(1)市内において行うものであること

- ・ただし、市民を対象にしている、市外でキャンプや研修をする場合などで、公益的な活動である場合は支援対象です。（※15頁よくあるご質問参照）

(2)特定非営利活動促進法別表に掲げる（※5頁参照）活動、その他の社会貢献に係る活動を行うものであること

(3)営利を目的としないものであること

- ・マイサポ事業実施によって得た収益を構成員に分配したり、他の事業へ充当することはできません。ただし、受益者から参加費等を取ってはいけないとか、事業の実施に携わるスタッフが必要経費を受け取ってはいけないということではありません。

(4)市民を主たる対象とするものであること

- ・具体的には、実施する事業の受益者のうち少なくとも半数以上が生駒市民になることが予想される事業のことをいいます。
- ・また、市民を対象とした活動に限定はしていますが、例外として、その団体が実施する活動（クリーンキャンペーン、花いっぱい運動、里山保全活動）がもたらす効果が市民に還元されるような活動であれば対象とします。

【例】里山保全を市内に事務所のある団体が行なう場合

(5)マイサポ事業を行う市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと

- ・構成員の中でサービスを提供しあうのではなく、構成員がサービスの提供者となって市民を対象に実施する事業であることが必要です。

(6)支援金の交付を受けようとする年度に生駒市からマイサポ事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと

- ・生駒市から、申請事業に対して別の補助金・交付金・負担金・委託料等を受けていない事業のことをいいます。団体運営に対する補助金等は除きます。詳しくは個別対応しますので、お尋ねください。

【マイサポ事業の対象にならない例】

マイサポ事業に対し、生駒市から公共施設（会議室、ホール、グラウンドなど）の使用料の減免がある場合

【注意】
マイサポ事業を、市民が選択可能となる日（平成25年7月1日）以降においても実施するように事業計画を立ててください。

特定非営利活動促進法別表に掲げる19分野

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

4. 対象経費

支援金の交付対象となる経費は、マイサポ事業に要する経費のうち次に掲げる経費とします。

項目	対象となる経費
賃金	<p>マイサポ事業を行うために必要不可欠な人件費に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な雇用関係にあるスタッフの人件費は、対象外となります。 ・マイサポ事業の実施に直接かかわるスタッフ等の人件費や事業実施のために雇用したアルバイト等の賃金は、対象となります。 ・700円/時間を上限として対象経費とします。 ・スタッフがマイサポ事業以外の事業にも携わっている場合は、マイサポ事業に携わっている時間を明確に区分してください。
報償費	<p>講師謝礼、調査研究の報償費その他これらに類するもので、マイサポ事業に関わる専門的な技能や知識等を有する講師・指導者に対する謝礼などに相当するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>団体構成員に対するものは、対象外となります。</u> ・講師、来賓、招待者に対する手土産は、対象外となります。 ・イベント、大会等の参加者に対しての参加賞、記念品、商品、賞金の経費は、対象外となります。
旅費	<p>交通費、通行料その他これらに類するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車・バスなどの公共交通機関を利用した場合には、必ず、記録簿を作成してください。 <p>※記録簿とは、利用年月日・利用者名・利用交通機関名・利用区間・料金・行き先・業務名（目的）を記載したものです。</p>
消耗品費	<p>事務用品の購入費その他これらに類するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>団体運営全般に使用するものは、対象外となります。</u>
食糧費	<p>マイサポ事業を行うために必要不可欠な食糧費に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師等を招く場合の講師への弁当代等に限っては、1,500円を上限とします。 ・飲食及び親睦に要する費用は、対象外となります。
燃料費	<p>マイサポ事業を行うために必要な車両のガソリン代等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費は、走行距離数に15円/kmを乗じて算出した金額とします。 ・事業実施の際は、必ず、記録簿を作成してください。 <p>※記録簿とは、運転日時・運転者名・走行距離・運行区間・行き先・業務名（目的）を記載したものです。</p>
印刷製本費	<p>パンフレット、ポスター等の印刷代、コピー代その他これらに類するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人でお持ちのプリンターを使用される場合、インク代、コピー用紙代は消耗品費になります。
通信運搬費	<p>郵便料、振込手数料その他これらに類するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員間の連絡等に要した費用は除きます。
保険料	ボランティア保険料等

委託料	団体では対応できない専門的な技術、知識等を要する場合における委託料です。（マイサポ事業の全てを委託する場合は不可） ・ イベント会場設営業務、イベント警備業務、看板等の作成・設置等の業務が相当します。
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、機械等の賃借料その他これらに類するものです。（団体の構成員間の使用及び賃借に要した費用は除きます。） ・ 会場使用料及び車両・機械等賃借料については、マイサポ事業に必要不可欠なサービスの提供に係るものに限ります。 ・ 団体の管理運営に対するものは、対象外となります。
原材料費	加工用又は工事用の原材料、食材、その他これらに類するものです。 ・ 木材、土砂、ビニールパイプ、コンクリート等の材料費 ・ 市民を対象とした調理を伴う場合の食材費
備品費	マイサポ事業を行うために必要不可欠な備品費に限ります。 ・ 基本的に2万円以上のものです。（2万円未満のものは、消耗品費での計上となります。） ・ 事業実施に備品が必要な場合は、基本的に購入ではなく賃借（レンタル）での対応となります。その場合は使用料での計上となります。 ・ 備品はマイサポ事業に直接使用し、あくまでも、その備品がなくては事業を実施することができない場合で、賃借の物件が極端に少ない、また、購入と比較して賃借の方が高額になる場合に限ります。 ・ パソコンやプリンター、ソフトウェアなどの一般的に団体運営全般に使用するものは、対象外となります。 ・ 備品購入費を計上する場合は、収支予算書に備品購入が必要な理由を記入してください。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※収支予算書並びに収支決算書の項目部分は、上記項目を参考に記載してください。

※詳細については、ご相談ください。

【注意】 ※15頁以降の「よくあるご質問」も併せてご確認ください。

- ・ マイサポ事業を行うために、直接必要な経費のみが対象です。
- ・ 団体の管理運営費（賃借料・光熱水費・電話料金等）は、対象外です。
- ・ 団体の運営に係る会議や打合せ、研修・練習、交流会等に係る経費は、対象外です。
- ・ マイサポ事業に懇親会等が含まれる場合、懇親会等の経費は対象外です。
- ・ 実績報告書提出の際は、必ず領収書を添付してください。銀行振り込みによる支払いの場合は、団体名での振込み領収書が必要です。領収書等がない経費は、対象外となります。
- ・ 講師等謝礼やスタッフなどの交通費を支払う際、相手方が銀行振り込みを希望する場合は、振込み依頼書が必要です。現金渡しの場合は、領収書を忘れずに添付してください。その場合、領収者の住所、氏名の明記及び押印をしてください。
- ・ やむを得ない理由で、登録申請時に計上していない支出の項目を新たに計上する必要がある場合は、事業実施前に協議が必要です。
- ・ その他社会通念上、税金による補助が不適切な経費は対象外です。

5. 支援金の額

支援金の額は、マイサポ事業に係る対象経費の額の2分の1以内で、かつ、5.0万円を上限とし、市の予算（平成25年度）の範囲内で、市民の選択の結果を尊重して、団体へ補助金として交付します。

【注意】

- ・同一の事業について他の団体（国・県・民間）から助成金を受けている場合でも支援対象とします。ただし、当支援金と他の団体からの助成金及び事業実施によって生じる収入の合計額が、事業費総額を上回った場合は、その分を支援金額から控除します。

6. 申請方法

【受付期間】 平成25年4月1日（月）～4月26日（金）

【提出書類】

- (1)生駒市市民活動団体支援制度登録申請書（様式第1号）
- (2)団体概要調書（様式第2号）
- (3)規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し
- (4)団体構成員名簿の写し
- (5)支援対象事業に係る事業計画書（様式第3号）
- (6)支援対象事業に係る収支予算書（様式第4号）
- (7)書類送付先等届出書
- (8)団体紹介冊子原稿（サイズA6）

【申請用紙の配布】

申請用紙は、以下のいずれかの方法により入手できます。

- ・市民活動推進課及び市民活動推進センターららポートにて配布
- ・市のホームページからダウンロード

【提出方法と提出先】 受付期間内に、いずれかの方法で提出してください。

<持参する場合>

- ・市民活動推進課（生駒市役所4階） 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- ・市民活動推進センターららポート 月曜日～土曜日 9時～17時

<郵送する場合>

封筒に「マイサポいこま登録申請書在中」と明記のうえ、4月26日（金）必着で、下記までお送りください。

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市市民活動推進課宛

7. マイサポ団体の決定等（5月下旬）

市民活動団体支援制度登録申請を受け、学識経験者等で構成される「生駒市市民活動団体支援制度審査会（以下「審査会）」で審査等を行なった上で、支援制度への登録の可否を決定し、各団体に通知します。また、登録することを決定した場合は、次の事項及び申請書類等を公表します。

【審査会】

審査会では、下記のことを審査します。

- (1) 支援対象となる団体であるか
- (2) 支援対象となる事業であるか
- (3) 支援対象となる経費であるか
- (4) 事業に社会貢献性・公益性が認められ、実施することにより成果や効果が得られるか

【公表】

マイサポ事業を行う市民活動団体（＝マイサポ団体）と決定した場合は、次の事項及び申請書類等を市ホームページ等で公表します。

- (1) 各マイサポ団体の名称
- (2) 各マイサポ事業の名称及び内容
- (3) 各マイサポ事業に係る支援対象経費の額及び支援金希望額
- (4) 生駒市市民活動支援制度団体登録申請書（様式第1号）
- (5) 団体概要調書（様式第2号）
- (6) 規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し
- (7) 支援対象事業に係る事業計画書（様式第3号）
- (8) 支援対象事業に係る収支予算書（様式第4号）

【マイサポ団体紹介冊子の作成】

- ・ あらかじめお渡しする「団体紹介冊子原稿（サイズA6）」を記入の上、ご提出願います。
（公表は、審査に通過した団体に限ります）
- ・ 市民がマイサポ団体の選択届出を行う際に参照していただくための、マイサポ団体紹介冊子の原稿となります。
- ・ マイサポ団体紹介冊子は、広報いこま7月1日号と同時配布します。
- ・ マイサポ団体紹介冊子を活用した「マイサポいこまギャラリー」（パネル展示）を実施し、市内公共施設で巡回展示をする予定です。

8. ホームページ掲載の動画の撮影

マイサポ団体皆さんの出演による、マイサポ事業の紹介ビデオを撮影します。

- ・ 生駒市のホームページから配信します。
- ・ 撮影の日時、場所などについては、後日お知らせします。

9. 制度PRへの協力

マイサポ団体が、マイサポいこま事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、パンフレット、また、団体のホームページにおける事業紹介にあたっては、「マイサポいこま事業（生駒市民が選択する市民活動団体支援制度）」と掲載してください。

また、事業実施時には、できるかぎり本制度のPRをお願いします。

市ではマイサポ団体の皆様に、こんなPR支援をしています。

- ・市のホームページ、Twitterに掲載（無料：「マイサポいこま事業」の開催案内、ボランティア募集など）
- ・「マイサポいこま事業」の「のぼり」をお貸しします。（無料）
- ・市のイメージキャラクター「たけまるくんの着ぐるみ」をお貸しします。（無料）

※PR支援と「のぼり」の貸し出しを希望される際は、市民活動推進センターららポートへ

「たけまるくんの着ぐるみ★」の貸し出しを希望される際は、市民活動推進課へお申し込みください。

★詳細は、<http://www.city.komaba.jp/kashitsu/01400/10/01.html>

※「のぼり」「たけまるくんの着ぐるみ」は数に限りがあるため、お申し込み順にて受け付けます。

10. マイサポ団体事業の選択等に係る届出（市民の選択方法）

【届出期間】 平成25年7月1日（月）～8月12日（月）・・・**予定**

18歳以上の市民（※1）は、一定金額（※2）の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択し（※3）届け出ることができます。

ただし、特定の団体を選択することを希望しない方は、生駒市市民活動支援基金への積立てを指定し、届け出することもできます。

【※1】 選択の届出を行う日の属する年度の6月1日現在において、生駒市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者

【※2】 選択の届出を行う日の属する年度の6月1日現在における当該年度分の個人市民税額の合計額の1%相当額を、同日現在の18歳以上の市民の数で割り戻したものを「市民1人当たりの支援金の額」といいます。

【平成25年度の市民1人当たり支援金の額（一定金額）】

平成25年度の6月1日現在の個人市民税の合計額を基に市民1人当たりの支援金の額を確定し、市ホームページで公表します。（6月中旬）

参 考：昨年度(24年度)の場合

昨年度(24年度)分の個人市民税の合計額の1%相当額は 80,970,214円

平成24年6月1日現在の18歳以上の市民の数は 99,470人

1人当たりの支援金の額は 814円でした。

個人市民税の合計額の1%相当額

↓
$$\frac{80,970,214 \text{ 円}}{99,470 \text{ 人}} \div = 814 \text{ 円} \leftarrow \text{「市民1人当たりの支援金の額」}$$

↑
平成24年6月1日現在の18歳以上の市民の数

- 【※3】 1団体を選択：市民1人当たりの支援額の全額（814円）がそれぞれの団体への支援金の額となりました。
2団体を選択：市民1人当たりの支援額の2分の1（407円）がそれぞれの団体への支援金の額となりました。
3団体を選択：市民1人当たりの支援額の3分の1（271円）がそれぞれの団体への支援金の額となりました。

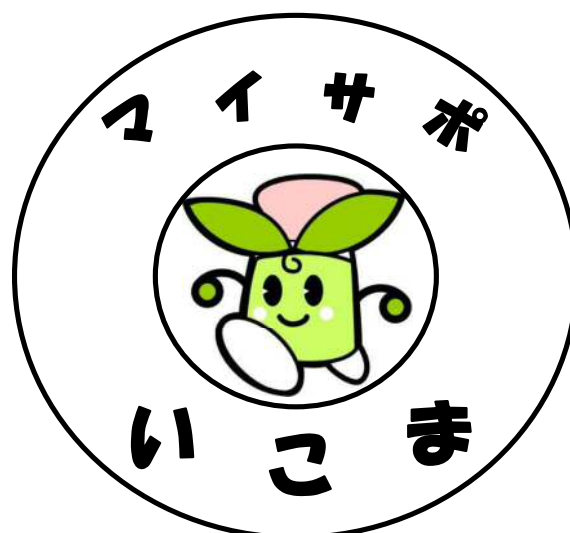
団体のみなさんへ・・・大切なこと。

本制度は、市民活動団体への財政的支援とともに、市民の市民活動に対する理解及び関心を高めることを目的としております。そのために、市としても市民に対して本制度への参加（選択の届出）のPRを積極的に行っていきませんが、市民活動団体が市民に対して本制度を通じて自身の活動をPRすることも大切なことであると考えております。

ただし、市民に迷惑をかけたり、制度の信頼を損なうような不正又は不当な行為が認められる場合は、支援金の交付決定が取り消されることとなりますのでご注意ください。

また、下記に掲げる限度を超えた行為や迷惑な行為は、慎んでいただきますようお願いいたします。

- (1) 市民の自宅又は職場に執拗に電話をかけたり、訪問したりすること
- (2) 駐輪している自転車などのかごにビラやチラシ等を入れること
- (3) 市民の迷惑となるような大音量を発して広報活動を行うこと
- (4) 市民に支援を強要すること
- (5) 他の市民活動団体を誹謗中傷すること
- (6) その他市民の自由な選択を妨げると認められる行為又は市民に迷惑を及ぼす方法による広報活動を行うこと



1 1. マイサポ事業への支援金の額

各団体が行う事業へ実際に交付される支援金の額は、各団体が申請した額と同額となるとは限りません。各団体への支援額は、市民がそれぞれ支援したい団体を選択した届出結果を考慮して決定します。ただし、その額が申請額を超えるときは、申請額が上限となります。

【計算例：平成 24 年度の市民 1 人当たりの支援金の額 814 円で計算】

◎ある団体の事業を 500 人が選択した場合

(500 人の選択内訳：1 団体選択 250 人、2 団体選択 150 人、3 団体選択 100 人)

「 $814 \text{ 円} \times 250 \text{ 人} + 407 \text{ 円} \times 150 \text{ 人} + 271 \text{ 円} \times 100 \text{ 人} = 291,650 \text{ 円}$ 」

がその団体に交付されます。

ただし、団体が 200,000 円の支援金の交付を希望していた場合は、団体への支援金交付は 200,000 円となります。(91,650 円分は交付されません。)

【注意】

全ての団体からの支援金希望額の合計額が支援金額の総予算額を上回る場合は、全マイサポ団体一律に予算内に減額調整させていただく場合があります。

1 2. 届出結果の公表

市民による選択等の届出の受付を終了したときは、その結果を集計し、市ホームページ等で公表します。

- (1) 各マイサポ団体の名称
- (2) 各マイサポ事業の名称及び内容
- (3) 各マイサポ団体を選択した 18 歳以上の市民の数
- (4) 各マイサポ団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額
- (5) 各マイサポ団体に係る支援金希望額及び支援金の交付予定額
- (6) 基金への積立てを指定した 18 歳以上の市民の数
- (7) 基金への積立てを指定した 18 歳以上の市民の市民 1 人当たりの支援額の合計額

13. 交付申請内容の変更等

平成25年9月初旬の市民の届出結果の公表後、市民の支援が支援金希望額より集まらなかった等の理由により、次の日程で希望額の減額又は登録申請の取下げをすることができます。

- ・ 希望額の増額はできません。
- ・ マイサポ団体の方は、必ず市民の届出結果について、市民活動推進課か市民活動推進センターからレポート、または、本制度ホームページにて確認してください。

【日 程】平成25年9月初旬（届出結果の公表翌日）～2週間

【提出書類】

《登録申請内容の減額変更》

- (1) 生駒市市民活動団体支援制度登録申請内容変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更後の内容を記載した、支援対象事業に係る事業計画書（様式第3号）
- (3) 変更後の内容を記載した、支援対象事業に係る収支予算書（様式第4号）

《登録申請の取下げ》

- (1) 生駒市市民活動団体支援制度登録申請取下届（様式第7号）

14. 支援金の交付決定及び公表（9月下旬）

届出結果の公表が行われた日の翌日から起算して14日を経過したとき（変更の申請があったときは、その可否について通知を行ったとき）は、支援金の交付決定を行い、各団体に対し通知するとともに、市ホームページ等で次に掲げる事項を公表します。

- (1) 各マイサポ団体の名称
- (2) 各マイサポ事業の名称及びその内容
- (3) 各マイサポ団体に係る交付を希望する支援金の額及び交付決定の額

15. 実績報告

事業終了後、速やかに実績報告書等を市に提出してください。団体から提出された書類を、審査会で審査します。

【提出書類】

- (1) 支援対象事業に係る実績報告書（様式第8号）一公表資料
- (2) 事業報告書一公表資料
- (3) 支援対象事業に係る収支決算書（様式第9号）一公表資料

【注意】

.....
収支決算書を作成するときは、必ず申請時に提出いただいた収支予算書に記入した経費
の項目と照らし合わせながら、記入をお願いします。
.....

16. 支援金の確定及び公表

審査会での審査の結果、市が支援金を確定し、団体へお知らせします。

また、実績報告書やその添付書類と合わせて次に掲げる事項を公表します。

- (1) 各マイサポ団体の名称
- (2) 各マイサポ団体に係る支援金の交付決定の額及び確定した額

17. 支援金の交付（支払い）

支援金の確定通知（決定通知ではありません。）を受けた団体は、速やかに請求書を市長に提出してください。支援金の交付（支払い）は、その後となります。

なお、マイサポ事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認められる場合、交付決定の額の2分の1以内については、請求により事業終了前までの交付が可能です。

18. 交付決定の取消し、支援金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合において、マイサポ事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることになります。

- (1) マイサポ団体が偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) マイサポ団体が支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) マイサポ団体がマイサポ事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) マイサポ団体が支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) マイサポ団体が条例（※1）第2条第2号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) マイサポ事業が条例（※1）第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (7) 前(1)～(6)の事項に掲げるもののほか、マイサポ団体が条例（※1）又は規則（※2）の規定に違反したとき。
- (8) 天災その他交付決定後に生じた、又は判明した事情により支援金を交付することが適当でないとき。

※1 生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例

※2 生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例施行規則

19. 生駒市市民活動支援基金

市内における市民活動の更なる促進を図るために設置し、基金への積立てを指定した18歳以上の市民の市民1人当たりの支援額の合計額を積み立てます。

よくあるご質問

【わたしたちは、支援対象になりますか？】

Q1 健康維持のためにスポーツサークルで活動しています。私たちのサークルは、申請できますか？

A1 サークルの会員だけに還元される事業内容であれば、支援対象になりません。

スポーツサークルに限らず文化・芸術・スポーツのサークル活動やクラブ活動などは、本市においても活発に行われています。

この制度は、市民活動団体が行う事業に対して支援を行うものですが、全ての事業を対象とするのではなく一定の基準を設けております。対象となる事業の要件については「3. 支援対象となる事業（4頁）」に記載しておりますが、不特定多数の市民の参加を見込める事業や教室・講座の事業等がそれにあたります。つまり、「公益性」があるかが重要です。

また、登録申請を行う団体がその大会や講座等を主催する場に限り、「他団体が主催する大会」に参加するだけでは対象となりません。

Q2 環境問題について、同じ意識を持った仲間が集まって定期的に勉強しています。勉強会は対象となりますか？

A2 対象となりません。

このような活動は、会員のスキルアップのためであり、「3. 支援対象となる事業（4）市民を主たる対象とするものであること。（4頁）」にあてはまらないので、この制度では対象となりません。

ただし、この勉強会を活かし、環境問題に関するフォーラムや講演会を開催する場合、それらの開催に係る費用については対象となります。

Q3 多くの市民によびかけた子どもの健全育成につながるイベントを開催します。すでに生駒市から公共施設の会議室やグラウンドの使用料を減免されていますが、対象になりますか？

A3 対象となりません。

使用料の減免は、市からの補助金等の交付にあたります。「3. 支援対象となる事業（6）支援金の交付を受けようとする年度に生駒市からマイサポ事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと。（4頁）」にあてはまらないので、この制度では対象となりません。

Q4 団体規約がありません。なければ対象にはならないですか？ 必ず必要ですか？

A4 支援金を交付する上で、団体の活動目的・所在地等の事項について確認するために、必ず提出が必要となります。市民が団体事業を選択するための参考資料として公表します。

【制度の趣旨】

この制度は、市民の市民活動に対する理解と関心を高めること、市民活動の更なる促進を図ることを目的としています。そのため、支援対象となる事業として、市民に何か社会的なものを発信する事業を想定しています。このような考えに基づき、一定の基準を設けています。団体の主たる活動が対象とならない場合もあるかと思いますが、ご理解をお願いします。

【収入源がありますが、わたしたちは、支援対象になりますか？】

Q5 この支援金の他、民間の助成金の交付も受けようと考えています。支援対象から外れますか。

A5 対象となります。

本制度では、「市から他の補助金等の交付を受けていないこと（4頁）」といった規定はありますが、生駒市以外の助成金であればこの規定の対象外ですので、民間の助成金を受けていても対象となります。

Q6 参加費を徴収しますが、支援対象となりますか。

また、対象になる場合、事業収入については、どのように扱えばよいですか？

A6 参加費を全てマイサポ事業に使う場合は対象となります。団体の他の活動に使う場合は、支援対象になりません。

本制度では、事業費総額の1/2以内が補助対象です。

例えば、事業費総額が60万円の場合、支援金額は30万円以内です。

ただし、事業収入がある場合は、支援金額と事業収入を合わせて60万円を超えてはいけないこととしています。

つまり、事業収入が0円～30万円の間であれば、支援金額は30万円（事業費総額60万円の1/2）となりますが、事業収入が例えば31万円であった場合は、支援金額は、事業総額60万円－事業収入31万円＝29万円となります。

【この経費は、支援対象経費にあたりますか？】※6～7頁の「対象経費」もご確認ください。

Q7 平成25年3月から準備をはじめて
います。平成25年4月～平成26年3
月30日にかけて、マイサポいこま事業
を実施する予定です。平成25年の3月
分も支援対象経費に含まれますか？

A7 平成25年3月分は対象になりません。

平成25年4月1日以降から平成26
年3月31日までの経費が対象です。

ただし、※q20.Q21に該当する場合は
対象となります。

なお、平成26年3月30日に事業を実
施された場合でも、必ず平成26年3月3
1日までに、実績報告書や決算書をご提出
いただくこととなります。ご注意ください
い。

Q8 市民からの届出を求めるために、
チラシを作成します。対象経費です
か？

A8 届出を求めるためのチラシは対象に
なりません。

この制度で計上できる経費は、事業実
施に直接係るもののみです。

届出を呼びかけるチラシは事業実施
に係る経費と認められませんので、対象
経費には含まれません。

なお、事業への参加を呼びかけるチラ
シは対象経費に含まれ、そこに団体番号
を記載したり、届出を呼びかける記事を
掲載したりすることは問題ありません。

【必ず、支援金がもらえますか？】

Q9 「マイサポいこま」の団体になれば、必ず支援金がもらえますか？

A9 いいえ、そうではありません。

マイサポ団体に選ばれたということは、市民が選ぶためのリストに載ったにすぎません。

つまり、支援金がどれだけ交付されるかは、市民の方々の支援（団体事業を選択すること）が集まるかどうかにかかっています。そのためには、「マイサポいこま」という制度の理解をいただきながら、その事業がいかに地域社会のためになるかをアピールすることが大切となってきます。

【支援金の増額変更はできますか？】

Q10 市民による事業選択の結果、支援金の額が希望金額よりも多くありました。増額変更はできますか？

A10 できません。

変更申請ができるのは、減額のみとなっています。（変更手続き期間は、市民の届出結果を公表した翌日から2週間の間です。）

【変更申請期間以外の変更は可能？】

Q11 変更申請期間外ですが、事業の実施内容の変更を希望します。

A11 変更手続き期間後の、変更については受け付けておりません。

【市民の選択の結果が希望金額より少なかった場合は？】

Q12 減額変更はできますか？

A12 はい、できます。

団体に集まった支援金の額が申請額を下回った場合は、

①「不足分を自前で調達する」か

②「事業を縮小（申請額の減額）して実施する」のどちらかを選ぶこととなります。②を選んだ場合、市民の選択結果の公表後14日以内に変更の届出を行ってください。（この期間以外に変更できません。）

Q13 申請額より団体に集まった支援金の額が大幅に少なく、事業実施が困難と思われる場合、取下げはできますか？

A13 はい、できます。

市民の選択結果の公表後14日以内に申請事業の取下げの届出を行ってください。

【事業を実施した結果、当初申請より費用が減った場合は？】

Q14 予算書よりも少ない金額で実施しました。希望額は満額もらえるのですか？

A14 支援金の額は、実際にかかった費用に減額し、交付することとなります。実績報告書は、実際にかかった費用で作成し、提出してください。

【領収書はどうすればよいですか？】

Q15 領収書は必ず必要ですか？

A15 領収書は必要です。

ただし、以下に不備がある場合は、対象外となりますので、領収書受領の際にご確認ください。

- ①宛名（マイサポ団体名となっているか。個人名は不可）
- ②但し書き（例えば、「材料費」だけでは不可。ただし、材料費の品名の記載がある明細書やレシートの添付があればOK）
- ③受領印（賃金や交通費など、受領者が個人である場合、受取人の氏名などは、自署をお願いします。）
- ④領収日（マイサポ事業期間内）

Q17 レシートではダメですか？

A17 領収書がとれない場合、レシートでもOKです。

ただし、以下に不備がある場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

- ①店名が印字されていること
- ②品名が印字されていること
- ③購入日が印字されていること
- ④購入日は、マイサポ事業期間内であること

Q16 交通費やガソリン代の領収書がありません。

A16 交通費（電車やバスなど）や、燃料費（ガソリン代）については、「対象経費（6頁）」に記載しているとおり、利用年月日や利用者、行先、料金、業務名などを記録した記録簿をご提出ください。
記録簿の提出は必ず必要です。

※ 申請等書類集の最後に、参考として記録簿も添付しております。

Q18 コンビニや銀行で振り込みをしました。領収書に品名が印字されません。

A18 領収書とあわせて、明細が分かる資料（注文書や請求書）を添付してください。
また、振り込みの場合、領収書の宛名が個人名になっている場合が見受けられます。宛名は、必ず団体名になるように、ご注意ください。

Q19 少額の領収書やレシートがたくさんあります。整理するポイントはありませんか？

A19 領収書は、対象経費の項目ごとに仕分けし、重ならないように用紙に貼り付けて整理しておくと、実績報告書を作成する際に、非常に便利です。

また、実績報告書は市民への公表資料となります。領収書やレシートは収支決算書の内訳をしめす資料となりますので、団体で大切に保管してください。

Q20 平成25年4月1日からマイサポ事業をはじめます。

平成25年3月31日にボランティア保険へ加入しないと4月1日から保険の効力が発生しません。3月31日付けの領収書は対象外になるのでしょうか？

A20 領収書に、ボランティア保険の効力発生日が平成25年4月1日以降で記載されていれば対象になります。

ただし、効力発生日の記載がなかったり、効力発生日が平成25年3月31日以前の日付けである領収書は、対象となりません。

Q21 平成25年7月からマイサポ事業を実施します。

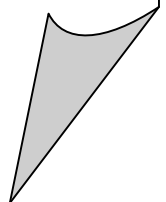
平成25年3月中に、7月に実施するコミュニティセンターの使用申込みをしないと、他の方に会場を抑えられてしまいます。3月中に支払う会場使用料の領収書は対象外ですか？

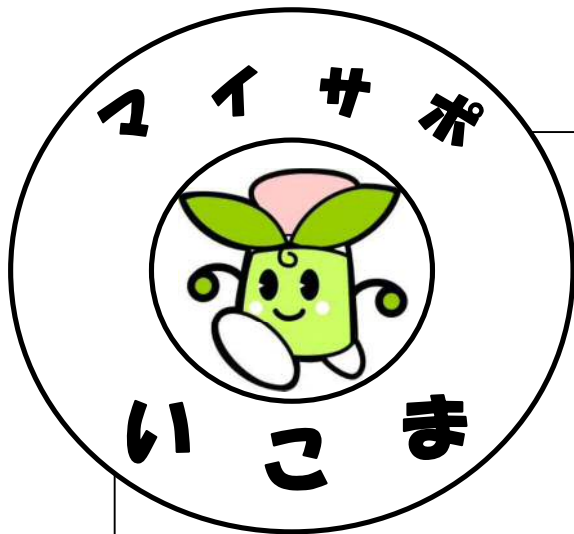
A21 Q20と同様のケースです。

領収書に、会場使用料の効力発生日が平成25年4月1日以降（Q21の場合は、平成25年7月以降）で記載されていれば対象になります。

ただし、効力発生日の記載がなかったり、効力発生日が平成25年3月31日（Q21の場合は、平成25年6月30日）以前の日付けである領収書は、対象となりません。

メモ





「マイサポいこま」
は、
「市民が選択する
市民活動団体支援制度」
の愛称です。

制度の定着を図るため、そして、この制度が、より一層市民の皆さんにとってイメージしやすく、より身近でより親しみやすいものになっていくようにと、募集を行い決定した愛称です。

英語で支援するという意味のSUPPORT(サポート)と私の生駒 My KOMA (マイコマ)を合わせ、大好きな生駒のまちを応援する気持ちを表現しています。